

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 5 年 11 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

## 財務監査及び行政監査の結果

令和5年12月27日

## 1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査  
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

## 2 監査の対象

## (1) 対象年度

原則として、令和4年度を対象とした。

## (2) 対象機関

知事部局	214 機関のうち、26 機関	
教育委員会	98 機関のうち、14 機関	
公安委員会	60 機関のうち、4 機関	
その他（上記以外）	13 機関のうち、2 機関	計 385 機関のうち、46 機関（表1参照）

## 3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

## 4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

## 5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

また、当該事務の一部について、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり15機関において6件の指摘事項及び12件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日（方法）
1	総務部	岐阜県税事務所	11月29日	書面	-	2	-	9月7日（書面）
2		西濃県税事務所	11月29日	書面	-	-	-	9月7日（書面）
3	健康福祉部	岐阜保健所	11月29日	書面	1	-	-	9月7日（書面）
4		岐阜保健所 本巢・山県センター	11月29日	書面	-	-	-	9月7日（書面）
5		西濃保健所	11月29日	書面	-	-	-	9月7日（書面）
6		西濃保健所 揖斐センター	11月29日	書面	-	-	-	9月7日（書面）
7		関保健所	11月29日	書面	-	-	-	9月7日（書面）
8		関保健所 郡上センター	11月29日	書面	1	-	-	9月7日（書面）
9		可茂保健所	11月29日	書面	-	-	-	9月7日（書面）
10		東濃保健所	11月15日	実地	-	-	-	10月13日（実地）

11	健康福祉部	多治見看護専門学校	11月15日	実地	-	-	-	9月20日(実地)
12		精神保健福祉センター	11月29日	書面	-	-	-	9月7日(書面)
13		身体障害者更生相談所	11月29日	書面	-	-	-	9月7日(書面)
14		知的障害者更生相談所	11月29日	書面	-	-	-	9月7日(書面)
15		発達障害者支援センター	11月29日	書面	-	-	-	9月7日(書面)
16		東濃子ども相談センター	11月15日	実地	1	-	-	10月13日(実地)
17	商工労働部	産業技術総合センター	11月29日	書面	-	-	-	9月7日(書面)
18	農政部	可茂農林事務所	11月16日	実地	-	1	-	10月16日~17日(実地)
19		恵那農林事務所	11月14日	実地	-	1	-	10月10日~11日(実地)
20		下呂農林事務所	11月8日	実地	-	-	-	9月21日~22日(実地)
21		中濃家畜保健衛生所	11月29日	書面	-	-	-	9月7日(書面)
22		飛驒家畜保健衛生所	11月29日	書面	-	-	-	9月7日(書面)
23	林政部	ぎふ木遊館	11月13日	実地	-	-	-	5月26日(実地)
24	県土整備部	長良川上流河川開発工事事務所	11月22日	実地	-	-	-	10月30日~31日(実地)
25	県事務所	東濃県事務所	11月29日	書面	1	-	-	9月7日(書面)
26		恵那県事務所	11月29日	書面	-	-	-	9月7日(書面)
27	教育委員会	可茂教育事務所	11月1日	実地	-	-	-	9月20日(実地)
28		羽島北高等学校	11月29日	書面	-	2	-	9月7日(書面)
29		羽島高等学校	11月13日	実地	-	2	-	9月7日(書面)
30		池田高等学校	11月29日	書面	-	1	-	9月7日(書面)
31		不破高等学校	11月29日	書面	-	-	-	9月7日(書面)
32		恵那農業高等学校	11月6日	実地	-	1	-	9月7日(書面)
33		中津高等学校	11月29日	書面	-	1	-	10月11日(実地)
34		坂下高等学校	11月29日	書面	1	-	-	9月7日(書面)
35		中津商業高等学校	11月29日	書面	-	-	-	9月7日(書面)
36		飛驒神岡高等学校	11月29日	書面	-	-	-	9月7日(書面)
37		岐阜盲学校	11月13日	実地	-	-	-	9月7日(書面)
38		恵那特別支援学校	11月6日	実地	-	1	-	9月7日(書面)
39		下呂特別支援学校	11月9日	実地	-	-	-	9月7日(書面)
40		飛驒吉城特別支援学校	11月29日	書面	-	-	-	9月7日(書面)
41	公安委員会	岐阜北警察署	11月13日	実地	-	-	-	9月29日(実地)
42		海津警察署	11月29日	書面	1	-	-	9月7日(書面)
43		中津川警察署	11月6日	実地	-	-	-	10月10日(実地)
44		下呂警察署	11月29日	書面	-	-	-	9月7日(書面)
45	その他	選挙管理委員会東濃地方事務局	11月29日	書面	-	-	-	9月7日(書面)
46		選挙管理委員会恵那地方事務局	11月29日	書面	-	-	-	9月7日(書面)
計	指摘事項等のあった機関数： 15機関				6件	12件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表 2 (指摘事項等の内容)

機 関 名	区 分	内 容
岐阜県税事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料69,366円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料21,230円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜保健所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として1,133,918円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
関保健所 郡上センター	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料9,900円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
東濃子ども相談センター	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料126,350円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
可茂農林事務所	指導事項	野生イノシシ捕獲等対策強化事業可茂地区獣侵入防止柵等維持修繕業務に係る2件の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったため、今後は適正に処理されたい。
恵那農林事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として11,600円の費用負担が発生するとともに、修繕料242,185円(うち相手方負担分217,967円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
東濃県事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料285,672円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
羽島北高等学校	指導事項	行政財産の目的外使用許可に係る音楽室の使用料の収入事務において、収入科目を(款)使用料及び手数料とすべきところ(款)諸収入としていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料75,460円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
羽島高等学校	指導事項	現物実査実施要領に基づく令和4年度の現物実査において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 現物実査の対象物品に係る供用主任者と同一の者が実査担当者に指定されていたものがあつた。 2 現物実査担当者及び現場補助者に指定された者が現物実査を行っていないものがあつた。
	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料37,730円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

池田高等学校	指導事項	物品の管理事務において、水平すだれ式波動実験器 1 台（取得価格117,000円）を誤廃棄していたので、物品の適正な管理について一層の徹底を図られたい。
恵那農業高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンとタブレットを損傷させた 2 件の毀損事故について、修繕料207,680円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
中津高等学校	指導事項	公務中に車両を損傷させた 1 件の毀損事故について、修繕料49,390円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
坂下高等学校	指摘事項	教師用指導書の購入に係る契約事務において、契約金額が 50万円を超えていたにもかかわらず、契約相手先から請書を提出させていなかったもので、今後は適正に処理されたい。
恵那特別支援学校	指導事項	岐阜県立恵那特別支援学校スクールバス運行管理業務並びに令和 4 年度新型コロナウイルス感染症対策に係る岐阜県立恵那特別支援学校通学用バス借上げ及び運行業務（年間契約）に係る特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約）事務において、競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に岐阜県公報により落札者等の公示を行うべきところ、182日以上経過した後に行われていたので、今後は適正に処理されたい。
海津警察署	指摘事項	公務中の 1 件の交通事故について、損害賠償金として 531,062 円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。